

こすもす

236号 令和3年7月号



SASAKI SOKEN GROUP

代表 佐々木 大

会長 佐々木 直隆

株式会社 佐々木 総研

西日本 税理士 法人

西日本 社会保険 労務士 法人

株式会社 M&C パートナーコンサルティング

株式会社 タクト

〒805-0021

北九州市八幡東区石坪町 10-13

TEL: 093-651-5533

FAX: 093-652-2550

URL: <https://www.sasakigp.co.jp>



『コロナショック』の中で、次回診療報酬改定に向けた動きが、着々と…

ワクチン接種もオリンピック開催に向けて、あらゆる方策を講じて、少しずつ進み何とか落ち着きを取り戻す兆しが見え始めた今日この頃ですが、医療現場では、まだまだ、これまでの日常とは呼べない大変な日々をお過ごしのことかと存じます。そのような中、**令和4年度診療報酬改定に向けた動きが始まっています。**

今回は、まさにコロナ対応を経た、初めての診療報酬改定であり、その対応を踏まえた内容になるのは間違いなく、多方面から提言が出されています。

まず、首相の諮問機関である経済財政諮問会議は民間議員4名の連名で真正面から社会保障をターゲットにして、いきなり、「新型コロナウイルスで明らかとなった課題を踏まえ、社会保障改革にメリハリをつけて取り組む必要がある」から始め、「医療機関の機能分化や統合を促すため、診療報酬のインセンティブの強化やかかりつけ医機能の制度化を進めるべき」と、かなり具体的に突っ込んだ内容になっています。

また、財務省の財政制度等審議会からは、「財政健全化に向けた建議」の中で、「新型コロナの対応の過程で顕在化した医療提供体制の脆弱性や行政の非効率性は国民生活に著しい支障をもたらした」と非難した上で、「医療提供体制の改革なくして診療報酬改定なし」と、かなり強硬な態度を露わにしております。

これから、厚生労働省からの主張も始まるでしょうが、かなり激しい攻防戦になるのが予想されます。

それぞれの動きを注視しながら上手に乗り切っていく方策を検討し、皆様にお伝えしていきたいと考えておりますので、日々、大変とは存じますが、相談して頂ければ幸いです。

(経営コンサルティング部 部長 市川 隆志)



企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の取扱い

企業が新型コロナウイルス感染症に関する感染予防対策として、従業員が負担した次のような費用を従業員に支給する場合は、業務の為に通常必要な費用を精算する方法等(従業員からその費用に係る領収証等の提出を受けて、その費用を精算する方法など)により、**企業が従業員に対して支給する一定の金銭については従業員に対する給与として課税されず、原則として法人の消耗品費や旅費交通費等として損金の額に算入されます。**

マスク、石鹸、消毒液、消毒用ペーパー、手袋などの消耗品の購入費

従業員の自宅に設置する間仕切り、カーテン、椅子、机、空気清浄機などの備品の購入費(備品の所有権を従業員が有するものを除く)

感染が疑われる場合のホテル等の利用料・ホテル等までの交通費など

PCR 検査費用、室内消毒の外部への委託費用など

ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用について支給するものや、従業員の家族など従業員以外の者を対象に支給するもの、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要がない場合等は、従業員に対する給与として課税対象となります。

(税務会計3課 木村 理望)

育児介護休業法の改正について

頻繁に改正をされる育児・介護休業法ですが、6月3日に改正育児・介護休業法が可決・成立しました。今回の改正内容は以下のようになっています。

改正点	内容	施行日
男性の育児休業取得促進のため、子の出生直後に「出生時育児休業」を新設	子の出産後、8週間以内に4週間まで取得可能(分割して2回取得可能)	公布して1年6か月以内の政令で定める日
育児休業をしやすい雇用環境整備、妊娠・出産の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け	○雇用環境の整備 相談窓口の設置や、研修の実施 ○個別周知 面談での制度説明、書面による情報提供等	令和4年4月1日
育児休業の分割取得	分割して2回まで育児休業取得可能になる	公布して1年6か月以内の政令で定める日
有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和	有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることという要件を廃止する	令和4年4月1日
育児休業取得状況の公表が義務化	従業員1,000人超の企業は、育児休暇等の取得状況を公表することが義務付け	令和5年4月1日

特に と は実務的に大きな影響が生じるため、施行日が未定ではありますが、男性の育児休業取得の推進という大きな流れは今後加速していく可能性が非常に高いと言えます。

今後も育児休業法については、特に新しい法改正の情報に注意が必要です。

(人事コンサルティング部 部長 石井 洋)

消費税 インボイス制度

消費税額の計算方法は、課税売上に係る消費税額(売上税額)から課税仕入等に係る消費税額(仕入税額)を差し引いて計算します。このうち、仕入税額控除の要件が令和5年10月から「適格請求書等保存方式」いわゆる「インボイス制度」に変わります。「インボイス制度」が導入されると、請求書に記載すべき事項が変わります。適格請求書は、売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、請求書や領収証、レシート等、その書類の名称は問いません。登録を受けた事業者のみが交付できます。登録を受けた事業者は、適格請求書を交付する義務が生じます。仕入税額控除を受けるためには、適格請求書等の保存が必要となります。税額の計算の方法が変わります。登録には申請が必要です。この登録申請が、令和3年10月1日から提出可能になります。原則として、令和5年3月31日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要があります。提出後、税務署から登録通知書が交付されるとともにインターネットを通じて公表されます。通知される登録番号は、法人は「T+法人番号」、それ以外は「T+13 桁の数字」になります。登録申請は、e-Taxにより提出可能です。色々な準備も必要となります。担当者にいつでも相談ください。

(審理室 室長 光保 則子)

2021年7月

7月1日	木	社内会議 電話が繋がりにくい場合があります。
7月2日	金	
7月3日	土	
7月4日	日	
7月5日	月	
7月6日	火	
7月7日	水	
7月8日	木	
7月9日	金	
7月10日	土	
7月11日	日	
7月12日	月	源泉所得税の納付
7月13日	火	
7月14日	水	
7月15日	木	
7月16日	金	
7月17日	土	
7月18日	日	
7月19日	月	
7月20日	火	
7月21日	水	
7月22日	木	海の日
7月23日	金	スポーツの日
7月24日	土	
7月25日	日	
7月26日	月	
7月27日	火	
7月28日	水	
7月29日	木	
7月30日	金	健保・厚生年金保険料の納付日8/2
7月31日	土	

2021年8月

8月1日	日	
8月2日	月	社内会議 電話が繋がりにくい場合があります。
8月3日	火	
8月4日	水	
8月5日	木	
8月6日	金	
8月7日	土	
8月8日	日	山の日
8月9日	月	振替休日
8月10日	火	源泉所得税の納付
8月11日	水	
8月12日	木	
8月13日	金	
8月14日	土	
8月15日	日	
8月16日	月	
8月17日	火	
8月18日	水	
8月19日	木	
8月20日	金	
8月21日	土	
8月22日	日	
8月23日	月	
8月24日	火	
8月25日	水	
8月26日	木	
8月27日	金	
8月28日	土	
8月29日	日	
8月30日	月	
8月31日	火	健保・厚生年金保険料の納付日



【北九州オフィス】
〒805-0021北九州市八幡東区石坪町10-13
TEL 093-651-5533 FAX 093-652-2550
【福岡オフィス】
〒812-0011福岡市博多区博多駅前1-5-1-7階
TEL 092-472-1155 FAX 092-472-1177